

【同時発表記者クラブ】

近畿地方整備局、中国地方整備局、
大阪府、奈良県、堺市、岡山県、島根県、
鳥取県

平成21年3月5日
国土交通省河川局

大和川・吉井川・日野川水系に係る河川整備基本方針の策定 及び斐伊川水系に係る河川整備基本方針の変更について

標記の3水系の河川整備基本方針の策定及び1水系の河川整備基本方針の変更につきましては、河川法第16条第3項に基づき、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長へ意見を求め、同審議会から河川分科会に付託されました。その後、社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会において審議を行ったのち、社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て平成21年3月6日付けで、河川整備基本方針を策定及び変更し、同日付で官報に公表されることとなりました。

本策定によって、全国109水系の河川整備基本方針が策定されたことになります。

問 い 合 わ せ 先

国土交通省河川局 河川計画課 河川計画調整室 課長補佐 矢崎 剛吉
代表03(5253)8111 直通03(5253)8445 内線 35372

＜河川整備基本方針の概要＞

平成9年に河川法が改正され、豊かでうるおいのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民のニーズに的確に応えるため、制度を見直し、それまでの工事实施基本計画に代え、新たに、河川整備の基本となるべき方針に関する事項『河川整備基本方針』と具体的な河川整備に関する事項『河川整備計画』に区分されました。

河川整備基本方針は、各水系における治水、利水、環境に関する河川整備の長期的な方針を総合的に定めるものであり、河川整備の基本となるべき事項等を定めます。

今回策定した3水系及び変更した1水系についても、各水系の地形、降雨、環境等の特性を踏まえた治水・利水・環境に関する整備の方向性を示しています。

【河川整備基本方針・河川整備計画について】

http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/index.html

【社会資本整備審議会河川分科会について】

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/index.html

今回策定及び変更した各水系の河川整備基本方針の主な特徴的内容は次のとおりです。

●大和川水系河川整備基本方針(策定)の概要 (流域面積 1,070km²、幹川流路延長 68km)

大和川は、その源を奈良県桜井市の笠置山地(標高475m)に発し、奈良県大和郡山市において佐保川を合わせ、川西町・河合町境において飛鳥川、曾我川を、斑鳩町において竜田川を合わせて亀の瀬狭窄部で奈良盆地から抜け、さらに河内平野に入ってから大阪府柏原市において石川を合わせ、さらに西流して浅香山の狭窄部を通過し大阪湾に注いでいる。

その流域は、奈良県、大阪府の両府県にまたがり、21市15町2村からなり、JR大和路線や近鉄奈良線等の鉄道や阪神高速道路、国道25号等の基幹交通施設がある。さらに、特定重要港湾である堺泉北港と重要港湾阪南港、指定特定重要港湾である大阪港が位置し、本流域は陸海交通の要衝となっている。

流域内には、金剛生駒紀泉国定公園や大和青垣国定公園が存在し、豊かな自然環境に恵まれている。流域では先史時代からの集落跡も多数出土するほか、飛鳥時代・奈良時代には、条坊制の都市計画に基づいた藤原京や平城京が置かれるなど、日本の古代国家の黎明期の歴史・文化の中心地である。このように、近畿地方の行政・産業・交通等の主要機能の集積地域であり、文化的・歴史的資源に恵まれ、京阪神大都市圏の近郊地帯として発展がめざましいことから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。

大和川の治水事業は、宝永元年(1704年)に大和川を淀川から切り離し、柏原から西流させて直接大阪湾に入る付替工事が行われ、現在の大和川の流路となった。その後、大正6年9月洪水を契機に川幅の拡幅、流路の整正、築堤等を実施した。昭和6年11月に発生した亀の瀬地すべりにより大和川が閉塞し、災害復旧工事が昭和7年に着工された。その後、昭和28年洪水に鑑みて、曾我川合流点から佐保川合流点における捷水路工事を実施し、昭和34年9月の伊勢湾台風による高潮の被害による計画変更、昭和57年8月の戦後最大洪水の被害による激甚災害対策特別緊急事業を実施している。

さらに、昭和57年より総合治水対策特定河川の指定を受け、奈良県や流域市町村との連携のもとにため池の活用、雨水貯留浸透施設の整備等の流域対策を進めている。

このような状況を踏まえ、流域全体の治水安全度を早期にバランス良く向上させるため、上下流バランスを確保しつつ流域全体の治水安全度の向上を図ることが必要であるとの認識の下、中上流部では、治水安全度を向上させ、かつ下流への流出増を低減させるため、流出抑制対策及び洪水調節施設の整備など最大限の対策を行う。また、これらの対策を行った場合でも、中上流部の治水安全度の確保が困難なため、亀の瀬狭窄部では、新たに地すべりの安全性を確保した上で行う河道掘削やバイパストネルなどの人工的施設を検討し、下流部の整備状況を踏まえつつ必要最小限の流下能力を確保する。中上流部では、下流部の治水安全度を考慮しつつ河道改修を行い、下流部への流出量の低減にもつながる対策を実施し、治水安全度を向上させる。下流部では、中上流部の整備による流出量の増加への対応も含めた河道改修を実施し、治水安全度を向上させる。計画規模を上回る洪水や整備途上段

階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、破堤による甚大な被害の恐れのある場合には、流域全体でリスクを分担することとして、流域が一体となつて的確な対策を検討し講ずる。また、河川改修のみならず、流域での保水・遊水機能を適切に維持・確保するために、下水道管理者、地方公共団体等関係機関、市民と連携し、流域内で貯留・浸透による流出抑制を推進するとともに、土地利用計画や都市計画との調整等を図り、流域が一体となつた総合的な治水対策を推進する。

上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料や河床高等の経年的変化だけでなく、粒度分布と量も含めた土砂移動の定量的な把握に努め、流域における土砂移動に関する調査・研究に取り組むとともに、河道の著しい浸食や堆積を軽減できるような河道の維持に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と大和川との歴史的・文化的な関わりを踏まえ、大和川の流れが生み出す良好な河川景観や多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を保全及び整備し、次世代に引き継ぐよう努める。上流部では、アカザやゲンジボタルなどの生息、繁殖環境となっている瀬・淵の存在する自然豊かな溪流環境の保全に努める。中流部では、河道掘削により河床を大きく改変するため河床の掘削形状を工夫し、オイカワ、ギンブナ等の生息・繁殖環境である瀬と淵の保全・再生に努める。下流部では、中流部と同様に河道掘削が必要となるため、河床や高水敷の掘削形状を工夫し、アユ等の生息・繁殖環境である瀬・淵の保全・再生に努める。河口部では、河道掘削と併せて堆積土砂の維持掘削が必要となるため、掘削形状の工夫等により、カモメ類などの休息場、採餌環境となっている干潟環境の保全・創出に努める。

水質については、流域住民や関係機関、地方自治体と連携を図りながら、流入汚濁負荷量の削減対策を推進するとともに、瀬・淵等を活用した河川浄化作用の増進等により、早期に環境基準値の達成を図り、更なる水質改善を目指す。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努める。

(基本高水のピーク流量及び計画高水流量)

大和川の基本高水は、平成 7 年 7 月洪水や昭和 57 年 8 月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点柏原^{かしはら}において $5,200\text{m}^3/\text{sec}$ とする。このうち流域内の洪水調節施設により $400\text{m}^3/\text{sec}$ を調節して、河道への配分流量を $4,800\text{m}^3/\text{sec}$ とする。

● 吉井川水系河川整備基本方針(策定)の概要 (流域面積 2,110km²、幹川流路延長 133km)

吉井川は、岡山県東部に位置し、その源を岡山県苫田郡鏡野町の三国山(標高1,252m)に発し、奥津溪を抜けた後、津山盆地を東流し、津山市で香々美川、加茂川等の支川を合わせた後、吉備高原の谷底平野を南流、赤磐市で吉野川、和気郡和気町で金剛川等の支川を合わせ岡山平野を流下し、岡山市西大寺で児島湾の東端に注いでいる。

その流域は、岡山県東部を南北に6市6町1村からなり、沿川には、山陽自動車道、中国自動車道をはじめ、国道2号、国道374号、JR山陽新幹線、JR山陽本線、JR津山線、JR姫新線、JR因美線等が整備され交通の要衝となっている。中流部の津山市は、ステンレス加工業は地方都市としては全国第2位で、内陸型工業都市としての性格を持っている。下流部の児島湾周辺は、岡山県南新産業都市の指定を受け、繊維工業等を中心に発展してきた。このように、岡山県東部における社会・経済・文化の基盤を成しており、豊かな自然環境に恵まれている吉井川は、「東の大川」とも呼ばれ、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。

吉井川の治水事業は、藩政時代に熊沢蕃山、津田永忠等によって実施されたと伝えられている。また、本格的な治水事業は、昭和9年9月の室戸台風による被害を契機に、昭和13年から津山市周辺の中小河川改修事業に着手したことにはじまる。

直轄事業は昭和20年9月枕崎台風の洪水による水害を契機に着手され、和気町から下流の築堤、護岸等を施工した。その後、昭和38年、昭和40年の大出水の頻発を受け、昭和41年4月に吉井川水系が一級河川に指定され、工事実施基本計画が策定された。また、昭和48年3月には、昭和47年の大出水及び流域の著しい開発を考慮して工事実施基本計画を改定した。これ以降、工事実施基本計画(昭和63年一部改定)を基に、築堤、護岸等の河川整備を実施している。吉井川では、昭和51年、昭和54年、平成2年及び平成10年に激甚な洪水被害が発生したため、これらの洪水に対して、激甚災害対策特別緊急事業を採択し、河道掘削、築堤、排水機場の整備等を実施した。また、昭和56年に苫田ダムの建設に着手し、平成17年に完成した。低平地の広がる河口付近では、平成16年8月の高潮被害等浸水被害が発生しているため、高潮堤防の整備を実施している。

このような状況を踏まえ、吉井川の豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の新設や質的強化、河道掘削、護岸整備等を実施する。また、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる。その際、関係機関と調整しながら、既存施設の有効活用を図る。堤防の詳細な点検を行い、堤防等の安全性確保のための対策を実施する。

河道掘削等による河積の確保にあたっては、上流からの土砂供給や土砂の堆積状況、河道の侵食とその堤防への影響等を監視・把握し、河道の縦横断形状を維持できるよう計画的に実施する。また、河道の安定・維持に配慮するとともに、ワンド等多様な動植物の生息・生育・繁殖する良好な環境、河川景観等の保全、高水敷などの河川利用等に配慮する。

吉井川下流域は干拓等により拡大した低平地で浸水するため、関係機関と連携、調整を図りつ

つ、必要に応じて内水対策を実施する。内水排除のための施設については、排水先の河川の出
水状況等を把握し、排水ポンプの運転調整を行う等、適切な運用を行う。さらに、下流域は「東南
海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、地震による液状化等により堤防が被災し浸
水が生じる恐れがあるため、堤防の耐震対策を実施する。また、吉井川河口域に広がるゼロメー
トル地帯は、高潮被害を受けやすい地形であることから高潮対策を実施する。

河川環境の整備と保全に関しては、奥津溪、奥津温泉、高瀬舟の史跡等の吉井川と流域
の人々との歴史的、文化的なつながりを踏まえ、人々にうるおいとやすらぎを感じさせる豊か
な自然と緑が織りなす良好な河川景観、清らかな水の流れの保全を図るとともに、重要種を
含む多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を保全及び再生し、次世代に引き
継ぐよう努める。また、関係機関と連携して外来種の移入回避や必要に応じて駆除等を実施
する。動植物の生息、生育、繁殖地の保全・再生については、吉井川が児島湾との生物相に
連続性があることも考慮し、多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、河岸、河畔林、河口干潟等
の定期的なモニタリングを行いながら、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自
然環境の保全に努める。吉井川上流部では、オオサンショウウオやカジカガエル等が生息・
繁殖する自然豊かな溪流環境の保全に努める。吉井川中流部では、オヤニラミが生息・繁殖
する水際植生等や、アユの産卵場となっている瀬の保全に努める。吉井川下流部では、魚類
が河川の上下流や本支川等を往来できるよう水域の連続性を確保し、アユの産卵場となっ
ている瀬、オヤニラミが生息・繁殖する水際植生の保全に努める。また、アユモドキが繁殖する
一時的水域の創出やスイゲンゼニタナゴが産卵する二枚貝の生息場の保全などの生息・繁
殖域の保全・再生については、関係機関、学識者、保護活動団体、地域住民等と連携を図り
ながら行う。吉井川河口部では、海浜植生やヨシ原の保全に努める。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、既存施設の効率的な運用
や広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、関係機関と連携しながら、農業用水及び都
市用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保する。

また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備する
とともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して
推進する。

(基本高水のピーク流量及び計画高水流量)

吉井川の基本高水のピーク流量は、基準地点岩戸^{いわと}において $11,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域
内の洪水調節施設により $3,000\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $8,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。

● 日野川水系河川整備基本方針(策定)の概要 (流域面積 870km²、幹川流路延長 77km)

日野川は、その源を鳥取県日野郡日南町三国山(標高 1,004m)に発し、印賀川等を合わせ北東に流れ、日野郡江府町で俣野川等を合わせて北流し、西伯郡の平野を流れ、米子市観音寺において法勝寺川を合わせ、米子市、日吉津村において日本海に注ぐ、幹川流路延長 77km、流域面積 870km²の一級河川である。

日野川流域は、鳥取県の西端に位置し、関係市町村は米子市、南部町、伯耆町、江府町、日野町、日南町、大山町、日吉津村の 1 市 6 町 1 村からなり、沿川には東西方向の基幹交通施設である山陰自動車道、国道 9 号、JR 山陰本線等をはじめ、南北方向には米子自動車道、180 号、181 号、431 号、JR 伯備線、境線等の基幹交通施設が交差する交通の要衝となっている。

また、流域の上流部は比婆道後帝釈国定公園や奥日野県立自然公園に指定されており、巨岩が露出する断崖や急流が岩を穿つ河床など変化に富んだ景勝地「石霞溪」や約 600m にわたって滝や瀬・淵が続く「かまこしき溪谷」、「竜王滝」など、豊かな河川環境を有するほか、大山隠岐国立公園の一角を占める中国地方最高峰の秀峰大山(1,709m)を抱えており、多くの観光客が訪れている。日野川水系は、鳥取県西部における社会経済の基盤を成すとともに、美しい自然に恵まれている。また、流水は、水力発電のほか、農業用水や水道用水として利用されており、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。

日野川の本格的な治水事業は、昭和 35 年に直轄河川改修計画を策定し、この計画に基づき、昭和 36 年より直轄河川改修事業に着手し、無堤地区や計画高水位以下の未改修堤地区の築堤を重点的に実施した。菅沢ダムは、支川の印賀川において昭和 37 年に着工し、昭和 43 年に完成している。昭和 42 年に日野川水系が一級河川に指定され、同年に従来の計画を踏襲する形で工事实施基本計画が策定された。この計画に基づいて築堤や護岸等の工事が実施された。さらに、流域の社会経済情勢の変化に鑑み、平成元年 3 月に工事实施基本計画、計画が改訂された。この計画に基づいて、固定堰で河積阻害の要因となっていた日野川堰改築や車尾地区の堤防の整備等を実施している。

砂防事業については、大正 6 年に当時の宮内省帝室林野監理局により整備された佐陀川の金門峡堰堤が近代的な事業の始まりである。その後、昭和 7 年の農村匡救事業を契機として、鳥取県による砂防事業が盛んに行われた。しかし、第二次世界大戦中の森林伐採や戦後の相次ぐ台風の来襲等により、大山源頭部の崩壊が急速に進んだことにより流域の荒廃が顕著となった。このため、昭和 46 年に建設省が大山山系全体の基礎調査に着手し、昭和 49 年に大山山系直轄砂防事業によって 2 基の堰堤が初めて整備され、西日本でも最大級規模の砂防堰堤である栗尾堰堤や水辺の楽校としても利用されている白水川床止群等が継続して整備されている。

海岸事業については、鉄穴流しの衰退とともに昭和初期頃から日野川河口付近の海岸線

の後退が顕著となってきたことから、戦後になってから鳥取県により本格的な海岸侵食防止対策が開始された。その後、昭和35年に日野川河口両岸の海浜において国が直轄海岸保全施設整備事業により突堤や護岸を整備し、昭和40年代後半からは離岸堤工法による侵食防止対策を実施し、近年ではサンドリサイクルや沖合侵食の低減や海岸線の自然景観の復元を目指して潜堤の設置も実施している。

このような状況を踏まえ、沿川地域を洪水の被害から防御するため、流域に重荒廃地域を抱え、急流河川であることを踏まえ、大山山麓の砂防事業による土砂流出の抑制・調節と併せて、日野川の豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の新設・拡築、河道掘削、護岸整備等を実施する。また、河道で処理できない流量については、関係機関と調整しながら既設洪水調節施設の有効活用を図り、計画規模の洪水を安全に流下させる。堰等の横断工作物については、現状の固定堰により創出されている河川環境や魚類等の縦断的連続性の確保等に配慮し、関係機関と連携・調整を図りながら適切に改築を実施する。また、急流河川に起因して局所的な洗掘等が顕著なことから、水衝部に護岸等を整備するとともに、堤防の詳細な点検を行い、堤防の安全性確保のための対策を実施する。河道掘削や横断工作物の改築等による河積の確保にあたっては、河道の安定・維持、河岸等の良好な河川環境に配慮するとともに、上流からの土砂供給や河道への堆積状況等を監視・把握しながら計画的に実施し、合わせて適切な維持管理を行う。内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水対策を実施する。

河川環境の整備と保全に関しては、日野川の流れが生み出す豊かな自然と緑が織りなす良好な河川景観、清らかな水の流れの保全を図るとともに、日野川においては、多くの回遊魚等が確認されていることから、魚類等の上下流及び本・支川の移動の連続性の確保に努めるとともに、多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、河岸、河畔林、河口砂州等の定期的なモニタリングを行いながら、生物の生活史を支える環境を確保できるよう、日野川の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐように努める。上流部においては、ミズナラ等の河畔林やオオサンショウウオが生息する瀬・淵など、現状の溪流環境の保全に努める。中流部においては、流下能力の確保のため、河道掘削や樹木伐開が必要となるが、チュウサギ等が営巣するヤナギなどの河畔林やカワヂシャ等が生育する冠水頻度の高い水際環境などの保全・創出にできるだけ努める。下流部においては、コアジサシが繁殖場として利用する河口砂州やトモエガモなど多くの水鳥が越冬する感潮域など、現状の環境の保全に努める。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努める。

(基本高水のピーク流量及び計画高水流量)

日野川の基本高水のピーク流量は、基準地点^{くら}単尾において $5,100\text{m}^3/\text{sec}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設により $500\text{m}^3/\text{sec}$ を調節して、河道への配分流量を $4,600\text{m}^3/\text{sec}$ とする。

● 斐伊川水系河川整備基本方針(変更)の概要 (流域面積 2,540km²、幹川流路延長 153km)

・主な変更事項

① 神戸川の内容の追加

【変更理由】 斐伊川放水路事業の進捗を踏まえ、平成 18 年 8 月に島根県が管理する二級水系神戸川を一級水系斐伊川に編入。これを受け、今回、斐伊川水系河川整備基本方針に神戸川の内容を追加。

② 神戸川の正常流量の設定

【変更理由】 現行の神戸川水系河川整備基本方針には、正常流量が未設定。新たに神戸川の正常流量を設定。

③ 主要な地点における計画高水位及び川幅の変更

・中海湖心地点の計画高水位の変更

・大橋川矢田地点の計画高水位と川幅の変更

【変更理由】 国営中海土地改良事業について、平成 17 年 1 月に「本庄工区の干陸中止」と「宍道湖・中海の淡水化中止」に伴う計画の変更。

これらによる影響等を調査・検討した結果、中浦水門による堰上げ解消や中海の貯留効果の増大により、中海の水位が低下するとともに、大橋川の出発水位が低下するために、河川整備基本方針で規定する中海湖心地点及び大橋川矢田地点の計画高水位を変更。

また、宍道湖、大橋川、中海が汽水湖として存続することとなり、宍道湖におけるシジミの生息環境等を維持するために、汽水環境を左右する河床マウンドの保全を図る河道計画とし、河川整備基本方針で規定する大橋川矢田地点の川幅を変更。

・概要

斐伊川は、その源を島根県仁多郡奥出雲町の船通山(標高 1,143m)に発し、起伏が穏やかな中国山地を下り、横田盆地をゆるやかに流れた後、山間峡谷部を急流になって下り、途中三刀屋川等の多くの支川を合わせながら北に流れ、出雲市大津町上来原地点で斐伊川放水路として神戸川へ洪水を分流した後、山間部を抜けて下流に広がる出雲平野を東に貫流し、宍道湖、大橋川、中海、境水道を経て日本海に注ぐ幹川流路延長 153km、流域面積は 2,540 km² の一級河川である。神戸川は、その源を島根県飯石郡飯南町の女亀山(標高 830.3m)に発し、途中頓原川、伊佐川、波多川等の支川を合せながら北に流下し、出雲市上塩冶町半分地点で斐伊川放水路を合流して、出雲市を貫流した後、新内藤川を合わせて日本海(大社湾)に注ぐ流路延長 82.4km の一級河川である。

斐伊川流域は、島根、鳥取両県にまたがり、松江市、出雲市、米子市他の 7 市 4 町からなり、

流域には、山陰の空の玄関口となる出雲空港、米子空港や環日本海の海からの玄関口となる境港、山陽と山陰及び東西を結ぶ陸上主要交通網である JR 山陰本線、国道 9 号、54 号、現在整備中である山陰自動車道、中国横断自動車道尾道松江線が存在し、交通の要衝となっている。また、流水は水力発電のほか、農業用水や水道用水として利用されている。なお、中海に干拓地を造成するとともに、宍道湖・中海を淡水化して農業用水を確保するための国営中海土地改良事業については、本庄工区干陸中止と宍道湖・中海淡水化を中止する計画変更を平成 17 年 1 月に行った。現在、農林水産省等において、淡水化に替わる農業用水を確保するための事業が実施されている。また、平成 17 年 11 月に国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録された宍道湖、中海の汽水湖環境や出雲平野に見られる防風林「築地松」が点在する田園風景等の良好な景観に恵まれている。また、斐伊川流域は古代より「出雲國」と呼ばれ、当時政治的にも文化的にも日本の拠点の一つであったと考えられている。奈良時代に編纂された「古事記」、「日本書記」、「出雲国風土記」でも、出雲地方を舞台にした神話等が数多く記録されており、「神話の国」と呼ぶにふさわしい歴史と文化に彩られた地域であり、山陰地方中央部における社会、経済、文化等の基盤をなすとともに、豊かな自然や良好な景観に恵まれており、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。

斐伊川水系の本格的な治水事業は、大正 11 年から直轄事業として、大津から宍道湖流入点までの区間についての派川の締切、堤防の新設等を施工し、大橋川については浚渫を行った。その後、昭和 23 年に治水計画を改定し、上流から流送される土砂は低水路を設けてこれに流下させることなどを含めた改修工事を行ってきた。同時に、昭和 25 年度から上流部からの莫大な土砂流出を低減させるため、直轄砂防事業として貯砂ダム築造を主体とする工事に着手し、昭和 36 年度に完了した。昭和 41 年には、1 級水系に指定されるとともに、同年に既定計画を踏襲する工事实施基本計画を策定した。また、昭和 47 年 7 月の出水を契機に昭和 51 年 7 月に、新しく放水路を建設し、隣接する神戸川を通じて直接大社湾に洪水を流す総合的かつ一体的な治水計画として工事实施基本計画を改定した。また、島根県が管理していた神戸川においては、昭和 45 年から河川局部改良事業により部分的な築堤、堤防の補強、掘削等に着手し、昭和 47 年 7 月の梅雨前線豪雨による水害を契機として、昭和 51 年 7 月に斐伊川水系工事实施基本計画の改定と合わせて、神戸川水系工事实施基本計画を策定した。これらの計画に基づき、昭和 56 年に斐伊川放水路事業、昭和 61 年に志津見ダム建設事業、平成 3 年に尾原ダム建設事業に着手した。昭和 51 年 7 月の計画の後、平成 9 年の河川法改正に伴い、平成 14 年 4 月に既定計画である工事实施基本計画を踏襲する斐伊川水系河川整備基本方針及び神戸川水系河川整備基本方針を策定した。さらに、平成 18 年 8 月に斐伊川放水路事業の進捗に伴い、神戸川水系を斐伊川水系に編入し、斐伊川との一体的な河川管理を行うため、斐伊川放水路 4.1km と神戸川の河口から 12km までを直轄管理区間として国において河川管理を実施している。

このような状況を踏まえ、沿川地域を洪水から防御するため、沿川や河道の状況等を踏まえ、上流部、中流部、下流部、湖部の流域全体で治水を負担することにより、水系全体として

バランスのとれた整備を行う。そのため、本川及び神戸川上流部においては洪水調節施設を整備し洪水調節を行い、中流部においては斐伊川から神戸川へ放水路を開削して洪水の低減を図り、神戸川合流後の河道を拡幅する。下流部においては、大橋川の改修、宍道湖及び中海における湖岸堤の整備等により、計画規模の洪水を安全に流下させる。その際、斐伊川の豊かな自然環境、汽水環境、地域の風土・歴史等に配慮しながら、堤防の新設・拡築、河道掘削、護岸整備等を実施するとともに、堤防の詳細点検結果を踏まえ、堤防の安全性確保のための対策を実施する。さらに、大橋川沿川や神戸川下流域等の内水被害の著しい地域については、河川改修により洪水位の低下を図るとともに、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水対策を実施する。また、斐伊川流域は、かつて鉄穴流しにより大量の土砂が生産されていたが、鉄穴流しの終焉とともに、土砂生産量が大幅に減少している。このような中、河床の安定等を目的に設置された床止めの下流(斐伊川中流部)で河床低下とみお筋の固定化が発生するとともに、斐伊川下流部では土砂が堆積している。また、神戸川では、斐伊川放水路の合流に伴い、斐伊川から神戸川への土砂流入等による神戸川の瀬・淵等の環境や治水への影響が考えられる。斐伊川においても分流による影響として、分流地点の河床高の管理等が必要となるため、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から将来的な河道の安定性を考慮し、河道の著しい浸食や堆積を減少させるように努める。併せて、斐伊川下流部で河床高を維持するための掘削、神戸川に流入する土砂の抑制、分流堰を将来の河床低下に対応できる構造にする等を実施する。

河川環境の整備と保全に関しては、斐伊川水系が生み出す特徴的で良好な河川・湖沼の環境及び景観の保全を図るとともに、斐伊川上流部では、カジカガエルやオオサンショウウオが生息する瀬・淵、岩場等の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、ダムによる影響を回避・低減するために環境保全対策を講じる。斐伊川中・下流部では、砂河川であり河床の変動が激しいため、災害防止の観点を十分検討の上、マガンやヒシクイ、オオヨシキリ等の渡り鳥の休息場所等に配慮しつつ、良好な河川環境の形成に努める。また、マコモやヤリタナゴ、イシガイなど多様な動植物の生息・生育する「鯰の尾」の保全に努める。神戸川上・中流部では、カジカガエルやオオサンショウウオ等が生息する瀬・淵、岩場等の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、ダムによる影響を回避・低減するために環境保全対策を講じる。神戸川下流部では、大規模な河道掘削、引堤による河道の改変がなされるが、段階的な施工等によりヨシやマコモ等の抽水植物、タコノアシ等の水際植生の保全・再生に努める。防風林として形成され、原風景となっている松並木の保全に努める。ラムサール条約に登録され、全国的にもまれな連結汽水湖である宍道湖、中海においては、全国一の漁獲高を誇るヤマトシジミやシンジコハゼ等の生息・生育・繁殖地である汽水環境、コハクチョウやマガン等の渡り鳥の生息環境の保全に努める。大橋川は、汽水環境の保全が図られるように河道改修を行い、失われる湿性地環境を再生する。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水資源開発施設の整備や水資源の広域的かつ合理的な利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流

量を確保する。

(基本高水のピーク流量及び計画高水流量)

斐伊川における基本高水のピーク流量は、基準地点上島において $5,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設により $600\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $4,500\text{m}^3/\text{s}$ とする。神戸川における基本高水のピーク流量は、基準地点馬木において $3,100\text{m}^3/\text{s}$ とする。このうち、流域内の洪水調節施設により $700\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $2,400\text{m}^3/\text{s}$ とする。